

(平成26年5月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を13万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月

申立期間①及び②にA社から賞与が支給されたと記憶しているが、年金記録によると、標準賞与額の記録が確認できない。

両申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、金融機関から提供された申立人に係る普通預金元帳の写しにより、申立人は、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、申立人と同じ正社員であったとする同僚二人から提供された賞与明細書によると、当該二人は、平成17年12月に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

さらに、上記二人のうち一人については、当該同僚から提出された預金通帳の写し及び当該事業所から別の申立てにおいて提出された貸金台帳により、平成17年12月15日に賞与が支給され、当該賞与は、翌日の同年同月16日に振り込まれていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、平成17年12月15日に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、上述の普通預金元帳の写しにより確認できる賞与振込額及び上述の同僚二人から提供された賞与明細書を基に算出した厚生年金保険料控除額から、13万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から協力が得られないことから不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、申立人及び複数の同僚は、「当時、給与及び賞与は、全て金融機関の口座に振り込まれていた。」と供述しているところ、申立人に係る普通預金元帳の写しによると、申立人は、申立期間②に賞与の支払を受けた形跡が無い。

また、上述のとおり、当該事業所に照会したものの、協力が得られないことから、申立人の申立ての事実を確認できる関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間②に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4943（釧路厚生年金事案 327 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月から 38 年 2 月まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと年金記録確認釧路地方第三者委員会（当時）に申し立てたが、認められないとの通知をもらった。

当初の決定には納得できないので、再度、申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が一緒に勤務していたとする複数の同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が、A社において勤務していたことは推認できるが、i) オンライン記録によると、申立人が一緒に勤務していたとする同僚の中には、申立期間において、A社での厚生年金保険被保険者記録が無い者が複数いるほか、申立期間当時、同社の被保険者として確認できる複数の者に照会したところ、「当時は、正社員、請負、臨時等 100 名位が勤務していた。」、「A社で勤務していたすべての者が厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述しており、当時の事業主は、勤務していた者全員を一律に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえること、ii) オンライン記録によると、A社は昭和 45 年 2 月 28 日に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、当時の事業主の親族に照会したところ、「当時の関係資料は残っていない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができないこと、iii) A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を確認したところ、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、同名簿において健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと、iv) 申立人が

厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無いことなどを理由として、既に年金記録確認釧路地方第三者委員会の決定に基づき、平成 22 年 3 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料等を提出することなく、「年金記録確認釧路地方第三者委員会の決定に納得できない。当初の申立てにおいて名前を挙げた同僚の一人から、改めて、当時の話を聞いてほしい。」と主張していることから、当初の申立てにおいて回答が得られている当該同僚に再度照会したものの、当該同僚は、「申立人の雇用形態について記憶しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かは分からない。」と供述している。

また、申立人は、申立期間の給与について、「日給と請負給だった。」と供述しているところ、上記同僚は、「私は、昭和 35 年 1 月から A 社に勤務した。同社に勤務した当初は、出面又は請負として給与が支給されていたが、その後、同社の直接雇用となり、賃金が支給されるようになった。直接雇用になる前に、厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かは分からない。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿によると、上記同僚は、自身が記憶する勤務開始日から約 1 年 4 か月後である昭和 36 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該同僚から提供された同年 5 月分、同年 6 月分及び同年 9 月分の精算書によると、同年 5 月分の支給項目に「出面」及び「請負」の記載があり、同年 6 月分及び同年 9 月分にこれらの記載は無く、「賃金」に変更されていることが確認できることから判断すると、当該同僚は、同年 5 月頃に雇用形態及び給与形態が変更されたことに伴い、厚生年金保険に加入する取扱いになったものと推認できる。

加えて、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和 36 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち 35 年 6 月から 36 年 2 月 28 日までの期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、年金記録確認釧路地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当該委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4944 (事案 4727 及び 4846 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月頃

申立期間については、A社でマンション管理人として雇用され、1週間の研修後にBマンションで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、これまで2回にわたり、第三者委員会に対し、年金記録の訂正を申し立てたが、いずれも認められないとの通知をもらった。

新たな資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、「申立期間当時の関係資料が保存されておらず、申立人が当社に勤務していたかどうかは不明である。また、マンション管理人の労働時間は、人によりまちまちであるが、当社では労働時間が週 30 時間以上の者については、正社員及びアルバイトにかかわらず社会保険に加入させている。したがって、仮に申立人が当社に勤務していたとしても、厚生年金保険の加入記録が無いということは、申立人が当該労働時間数を満たしていなかったものと思われる。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況並びに同保険料控除の状況について確認することができないこと、ii) 申立人は、一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立ての事実を確認できる供述は得られないこと、iii) オンライン記録によると、申立人は、申立期間は国民年金に加入し、法定免除期間中であったことが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 25 年 9 月 13 日付け及び 26 年 2 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料等を提出することなく、申

立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。